

日常生活自立支援事業を告知ですか？

福祉サービスを安心して利用し、あなたの暮らしをサポートする事業です。

福祉サービス利用のお手伝いや、それに伴うお金の管理などを契約に基づいてサポートします。ふだんの生活で福祉サービスの利用に対する不安や疑問、判断に迷ってしまう時などに利用できます。施設や病院で生活している方も利用可能です。



福祉サービス利用援助

福祉サービスを利用する際の手続きや、利用に伴う料金のお支払いをお手伝いします。



併せて使えます

日常的金銭管理サービス

生活に必要なお金の出し入れや公共料金などの支払いをお手伝いします。

書類等預かりサービス

証書や印鑑などをお預かりし、貸金庫に保管します。

1 相談・訪問・調査
専門員がご自宅などを訪問し、お話を伺います

2 各種書類作成
本人の意向を確認しながら契約内容、支援計画を提案します

3 契約
本人立会いのもと、契約を結びます

4 サービス開始
生活支援員が契約に基づいてお手伝いします

Q できないことは？

A 施設、病院などとの契約、不動産や預貯金の運用、介護、看護、買い物、掃除などはできません。貴重品、骨董品などはお預かりできません。

Q 利用するにはどうしたらいいの？

A まずは恵那市社会福祉協議会までご連絡ください。ご家族、民生委員、ケアマネジャーなどご本人以外の方からの相談もお受けいたします。**相談は無料です。**

Q どんな人が利用できるの？

A 判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)で生活するのに必要なサービスを利用することが自分だけでは困難な方等が利用できます。

Q 利用料は？

A **1時間当たり1,200円(30分600円)**
書類預かりサービスは1か月500円です。
※市民税非課税、各種手帳をお持ちの方等は申請により利用料の半額の助成を受けることができます。(書類等預かりサービスを除く)

問い合わせ 恵那市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0573-26-5220(直通)

ことばと発達の相談会

子育て中の方を対象に、お子様の言葉や発達についての相談会を行います。家庭での関わり方などについて、言語聴覚士や相談支援専門員からの具体的なアドバイスを受けることができます。

7月5日 8:45~12:00 **会場** 恵那市こども発達センター・にじの家(恵那市大井町2716-8) **対象** 市内在住の親子(乳幼児・児童) **定員** 15名

申し込み・問い合わせ 恵那市こども発達センター・にじの家 TEL 0573-20-0260

申し込み締切 **6月25日**